

## 自動車取得税におけるエコカー減税の延長についての意見書

自動車には、取得・保有・走行時に、複雑かつ何種類もの税が課せられており、特に、自動車の取得段階では、消費税と自動車取得税といった価格に応じた税が2種類課され、自動車ユーザーに対して過大な負担を強いている。

また、国内自動車市場はバブル期をピークに縮小しており、新車販売台数は、本年4月の消費税率の8%への引き上げ前の駆け込み需要等により一時的に増加したものの、引き上げ後はその反動により、7月以降5カ月連続で前年実績を下回っている。

こうした中、自動車の買い換え・購入需要を促進し、自動車市場の後退に歯どめをかけるとともに低炭素社会の実現を目指すため、平成21年度から、環境性能にすぐれた自動車の取得に係る自動車取得税を免除・軽減する、いわゆるエコカー減税が導入されているところである。

平成26年度与党税制改正大綱では、自動車取得税について、消費税率の10%への引き上げ時に廃止することが明記されたものの、本年11月に、安倍首相の判断により、消費税率の10%への引き上げが平成29年4月まで延期された。

消費税率の10%への引き上げが延期されたことに伴い、自動車取得税も平成29年3月末まで存続することとなるが、それまでの間、エコカー減税の取り扱いをどのようにするのかについては、本年末にかけての税制改正のプロセスにおいて議論されることになるとと思われる。

よって、国におかれては、平成27年度税制改正において、次の事項につき、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 引き続き環境性能にすぐれた自動車の普及を促進するため、自動車取得税が廃止されるまでの間、エコカー減税を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 浜田英宏

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

} 様